

特許請求の範囲の記載における句点「。」の要否

—特許請求の範囲の記載の歴史の変遷及びその在るべき姿—

会員・カゴメ株式会社 一級知的財産管理技能士 宮下 洋明

要 約

特許請求の範囲の記載において、句点「。」は、必要か否か。本題を取り上げた理由は、句点への違和感である。何故、句点を付すのか。本稿で検討するのは、その説得的な根拠である。本題に対する筆者の結論は、句点を付すべき、である。なぜなら、特許請求の範囲の記載は、文だからである。具体的には、特許請求の範囲の記載の構造は、「【請求項】で請求されているのは、『発明特定事項』である。」である。そのような理解が可能にするのは、発明を構造的に定義すること（以下、「構造化表現」ともいう。）である。それによって実現されるのは、発明特定事項の可読性（読み易さ又は分かりやすさ）である。

目次	
1. 序論	
1. 1 本題を取り上げた理由	
1. 2 本題を取り上げる重要性	
1. 3 本稿における用語の定義	
2. 本論	
2. 1 法令上の句点の要否	
2. 2 実務の正当化	
2. 3 特許請求の範囲の記載が文であるか否かの検討	
2. 4 私見	
2. 5 検証	
2. 6 発明特定事項における表現の改善	
3. 結論	
4. 終わりに	

1. 序論

1. 1 本題を取り上げた理由

本題を取り上げた理由は、特許請求の範囲の記載における句点「。」への違和感である。具体的には、以下のとおりである。

(1) 特許請求の範囲の起草実務

実務上、特許請求の範囲の記載の末尾に付されるのは、句点「。」である。表1が示すのは、日本国特許庁の特許・実用新案審査基準の記載例⁽¹⁾（抜粋）である。例1が示すのは、「…製造方法。」である。例2が示すのは、「…合金。」である。

他方で、同記載例を通覧すると、そうではない例も

挙がっている。例6が示すのは、「…道路」である。例7が示すのは、「…情報伝送媒体」である。

何故、そのように扱いが異なるのか。その理由は、定かではない。一つ言えるのは、例1及び例2が「請求項」であるのに対して、例6及び例7が「請求項」ではない、ということである。何れにせよ、実務上、特許請求の範囲の記載の末尾に付されているのは、句点「。」である。

(2) 句点に対する違和感

筆者が抱いていたのは、句点に対する違和感である。句点は、不要ではないのか。むしろ、句点の付与は、避けるべきではないか。具体的には、以下のとおりである。

第1に、句点を付すのは、文の終わりである⁽²⁾⁽³⁾。後述するが、そもそも、特許請求の範囲の記載は、文なのだろうか。仮に、特許請求の範囲の記載が文でなければ、句点は、不要である。にもかかわらず、何故、句点を付すのか。その理由は、不明である。

第2に、一般的には、どのように末尾「名詞。」が受け止められているのか。仮に、特許請求の範囲の記載が文ならば、特許請求の範囲の記載「名詞。」は、体言止めである。著名な文章の専門家⁽⁴⁾の言葉を借りれば、「体言止め」は、「下品」である。とすれば、我々が、日々、起草しているのは、下品な文である。それが一般的な評価なのではないか。

第3に、体言止めの必要性は、見出せない。体言止めを用いる主な目的は、字数の削減である。字数の削減が必要なものは、文書のうち字数（紙面）に限られるものであり、例示すると、新聞や雑誌などである。他方、特許請求の範囲の記載に対して法律が求めるのは、明確性（特許法第36条第6項第2号）及び簡潔性（同条第6項第3号）であり、字数の削減ではない。つまり、特許請求の範囲の記載において、体言止めは、不要である。

第4に、体言止めは、不明確である。厳密に言えば、特許請求の範囲の記載「名詞。」が意味するのは、「名詞である。」又は「名詞ではない。」の中止形である。暗黙の了解は、前者であるにしても、明確な表現は、「名詞。」ではなく、「『名詞』である。」である。

何故、句点を付すのか。どれだけの実務者が説得的に説明できるのだろうか。「ごちゃごちゃ言うな。そういう仕来りだから。」は、答えにあらず。そのような答えは、最早、通用しない。

表1 特許・実用新案審査基準の記載例（抜粋）

特許・実用新案審査基準の記載例		句点
例1	【請求項】 化合物Aと化合物Bを常温下エタノール中で反応させて化合物Cを合成する工程、及び、化合物CをKM-II触媒存在下80~100℃で加熱処理することによって化合物Dを合成する工程、からなる、化合物Dの製造方法。	有
例2	【請求項】 40~60質量%のA成分と、30~50質量%のB成分と、20~30質量%のC成分からなる合金。	有
例6	特定のエンジンを搭載した自動車が走行している道路	無
例7	特定のコンピュータープログラムを伝送している情報伝送媒体	無

1. 2 本題を取り上げる重要性

本題を取り上げる重要性は、本題が布石となり、特許請求の範囲の起草実務が改まることである。具体的には、以下のとおりである。

従来から指摘されているのは、我が国の特許請求の範囲の記載が抱える多くの問題⁽⁵⁾である。具体的には、難読性⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾、翻訳の困難性⁽⁹⁾、等である。これらの原因は、発明特定事項の表現形式「修飾句+名詞。」である。

しかし、これらの問題は、未解決である。言い換えれば、発明特定事項の表現形式は、旧態依然である。

その原因の一つは、慣例を破ることへの躊躇である⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。この躊躇を打ち消すのに必要なのは、説得力のある根拠である。

そこで、本稿が提供するものは、当該説得力のある根拠である。特許請求の範囲の記載における句点は、必要なのか否か。何故、句点が必要なのか。句点の存在意義が明らかになることで、発明特定事項の表現形式が改まる。

1. 3 本稿における用語の定義

図1が示すのは、本稿における用語の定義である。本稿において、特許請求の範囲の記載とは、項番「【請求項】」及び「特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」（以下、単に「発明特定事項」という）を併せたものをいう。念のため、本定義の根拠となる特許法第36条第5項第1文を引用すると、以下のとおりである。

特許法第36条第5項(抄)

「第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。」

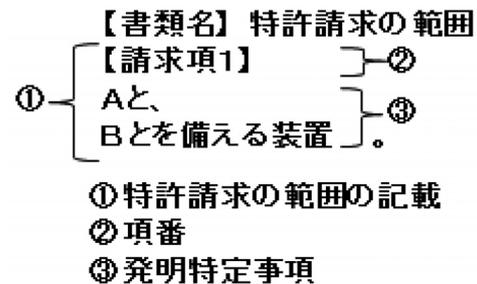


図1 本稿における用語の定義

2. 本論

特許請求の範囲の記載において、句点「。」は、必要である。なぜなら、特許請求の範囲の記載は、文だからである。

特許請求の範囲の記載において、【請求項】が「主題」であり、発明特定事項が「題述」である。

そのような理解が可能にするのは、発明を構造的に定義すること（以下、「構造化表現」ともいう。）である。それによって実現されるのは、発明特定事項の可読性（読み易さ又は分かりやすさ）である。

2. 1 法令上の句点の要否

法令上、句点の要否は、不明である。ここで特許法施行規則を参照すると、関連する文言は、「文章は口語体とし」（特許法施行規則第24条の4、様式第29条の2備考7）である。この文言で不明なのは、何に対して文章性が要求されるのか、である。文章性が要求されているのは、「特許請求の範囲の記載」であるのか、「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」であるのか、その何れでもないのか。つまり、関連のある法令を通覧しても、句点の要否は、不明である。

特許法施行規則第24条の4

「願書に添付すべき特許請求の範囲は、様式第29条の2により作成しなければならない。」

様式第29条の2（第24条の4関係）備考7（抄）

「文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。」

2. 2 実務の正当化

前述のとおり、句点の要否は、法令上不明であるものの、特許請求の範囲の記載において、実務では、句点を付している。では、何を以てこの実務を正当化するのか。その正当化根拠を検討すると、以下のとおりである。

（1）句読法

前述のとおり、句読法によれば、句点を付するのは、文の終わりである。強いて言えば、例外は、条件節の末尾である。それら以外では、句点を付さない。参考までに、表2が示すのは、日本工業規格で規定される句点の要否及び特許法での句点の有無の比較である。

（2）実務の正当化からの帰結

仮に、句点を付するのが正しいならば、特許請求の範囲の記載は、文又は条件節である。句読法の下、句点が付されるのは、文の終わり又は条件節の末尾である。また、特許請求の範囲の記載の末尾には、句点を付している。したがって、特許請求の範囲の記載は、その中身を問わず、文又は条件節である。

（3）実務の正当化からの帰結の誤り

そのような帰結は、本末転倒である。本来、特許請求の範囲の記載が文又は条件節であれば、句点を付す。そうでなければ、句点は、付さない。句点が付されているから、特許請求の範囲の記載は、その中身を問わず、文又は条件節である。そのような論理は、強引である。しかも、特許請求の範囲の記載は、少なくとも、条件節ではない。発明特定事項の末尾は、物、方法又は物を生産する方法だからである。むしろ、特許請求の範囲の記載は、項番に加えて、事物の名称ともいえる。そのように考えると、句点は、不要である。結局のところ、検討すべきは、特許請求の範囲の記載が文であるか否かである。

表2：日本工業規格で規定される句点の要否と特許法での句点の有無との比較

句点の位置（句点の機能）		句点の要否及び有無	
		日本工業規格	特許法の条文
・文の終わり		要 ⁽¹²⁾	有 ⁽¹³⁾
・並列される項目	「こと」の後	要 ⁽¹⁴⁾	有 ⁽¹⁵⁾
	「とき」の後		有 ⁽¹⁶⁾
	「場合」の後		無 ⁽¹⁷⁾
・並列される事物の名称の後		不要 ⁽¹⁸⁾	無 ^{(19) (20)}

2. 3 特許請求の範囲の記載が文であるか否かの検討

句点が付されているのは、特許請求の範囲の記載が文だからである。そのような命題は、正しいのか。そこで、検討するのは、特許請求の範囲の記載が文であるのか否かである。

（1）文の定義

文とは、一続きの言葉であって、一纏まりの内容を表したものをいう⁽²¹⁾。一纏まりの内容を例示すると、「何が - どうする。」、「何が - どんناد。」や「誰が - 何だ。」などである。つまり、文に必要なのは、主述の関係であり、より具体的には、主語及び述語の関係である。もっとも、日本語の文において、主語の省略は、頻繁である⁽²²⁾。

（2）特許請求の範囲の記載の中心部分

特許請求の範囲の記載の中心部分は、発明特定事項である。ここで、特許請求の範囲の記載を構成するのは、少なくとも、【請求項】及び「発明特定事項」であ

る(図1を参照)。そのうち【請求項】は、項番である。そこで、最初に検討するのは、発明特定事項が文なのか否か、である。

(3) 発明特定事項が文なのか否かについて

発明特定事項は、文ではない。その理由は、少なくとも述語がないことである。発明特定事項の末尾に掛かる語句は、修飾語にすぎない。例えば、発明特定事項が「Aを備える装置」である場合、発明特定事項「備える」は、修飾語であり、述語ではない。言い換えれば、発明特定事項「備える」が修飾するのは、発明特定事項の末尾「装置」である。

これに対して、考えうる反論は、以下のとおりである。

- ・発明特定事項「装置」及び「備える」は、それぞれ、主語及び述語である。
- ・なぜなら、発明特定事項では、主語及び述語が倒置しているからである。

しかし、この反論は、疑問である。仮に倒置しているならば、発明特定事項は、「備える、装置が」である。何故、格助詞「が」が消えるのか。困難なのは、その合理的な説明である。更に言えば、発明特定事項が簡潔な表現である場合(例えば、「原子番号95」⁽²³⁾)、述語すら存在しない。

以上を纏めると、発明特定事項は、語(名詞)又は句(名詞句)にすぎず、文ではない。

(4) 特許請求の範囲の記載が文なのか否かについて

一見すると、特許請求の範囲の記載は、文ではない。発明特定事項は、前述のとおり、語又は句である。また、【請求項】は、項番である。つまり、特許請求の範囲の記載を構成するのは、語又は句、及び、項番である。そのような語又は句と項番との組合せは、文ではない。

(5) 句点「。」の要否

以上によれば、特許請求の範囲において、句点「。」は、不要である。なぜなら、一見すると、特許請求の範囲の記載は、文ではないからである。

2. 4 私見

特許請求の範囲の記載において、句点は、必要である。なぜなら、特許請求の範囲の記載は、文だからである。

では、どのように、文の性質を見出すのか。その肝は、【請求項】が単なる項番ではない、ということである。具体的には、以下のとおりである。

(1) 【請求項】の正体

【請求項】の正体は、単なる項番ではなく、句の省略形である。【請求項】の本来の姿は、句「【請求項】で請求されているのは」である。また、この句を受けるのは、述語「である」である。しかし、この本来の姿が簡略化された結果、句から項番となった。それと同時に、述語「である」は、消失した。

(2) 本来の特許請求の範囲の記載

図2が示すのは、本来の特許請求の範囲の記載である。すなわち、本来の特許請求の範囲の記載は、文であり、具体的には、「【請求項】で請求されているのは、【発明特定事項】である。」である。

図3が示すのは、現在の特許請求の範囲の記載である。すなわち、時代を経て、句「で請求されているのは」は、消失した。それに伴い、述語「である」も消失した。その結果、特許請求の範囲の記載が行き着いた表現形式は、項番【請求項】、発明特定事項、及び句点である。

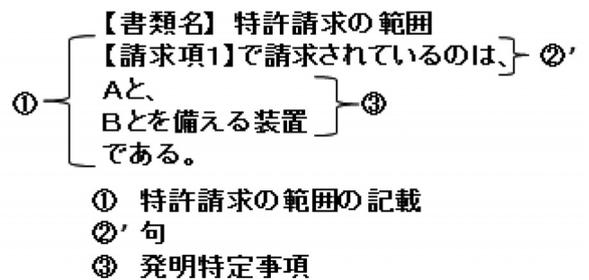


図2 本来の特許請求の範囲の記載

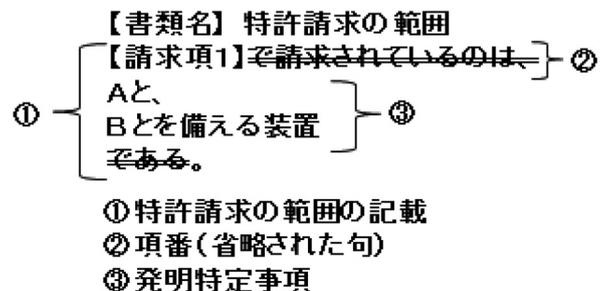


図3 現在の特許請求の範囲の記載

(3) 特許請求の範囲の記載の構造

以上によれば、特許請求の範囲の記載の構造は、以

下のとおりである。すなわち、【請求項】が「主題」であり、発明特定事項が「題述」である。言い換えれば、【請求項】が「問い」であり、発明特定事項が「答え」である。

2. 5 検証

私見の裏付けは、以下のとおりである。

(1) 我が国における特許請求の範囲の記載の変遷

私見を裏付けるのは、我が国における特許請求の範囲の記載の変遷である。第1に、特許請求の範囲の記載の本来の姿（以下、単に「本来の姿」ということもある。）を裏付けるのは、明治30年代までの特許請求の範囲の記載である。第2に、当該本来の姿の省略化を裏付けるのは、明治40年代から大正末期までの特許請求の範囲の記載である。具体的には、以下のとおりである。

1) 我が国における明治30年代までの特許請求の範囲の記載

表3が示すのは、明治30年代までの特許請求の範囲の記載である。この記載が裏付けるのは、特許請求の範囲の記載の本来の姿である。すなわち、当初の特許請求の範囲の記載は、紛れもなく、文であり、概ね、以下の表現形式である。引用等にあたり、旧字体は、置き換えて、新字体とした（以下、同じ。）。

表現形式その1

此発明ノ専売特許ヲ請求スル区域ハ物又ハ方法是ナリ

(口語訳)

本発明の専売特許を請求する範囲は物又は方法である

表現形式その2

此発明ノ専売特許ヲ請求スル区域ハ左ノ如シ

一 物又ハ方法是ナリ

(口語訳)

本発明の専売特許を請求する範囲は以下のとおり

一 物又は方法である

2) 我が国における明治40年代から大正末期までの特許請求の範囲の記載

表4が示すのは、我が国における明治40年代から大正末期までの特許請求の範囲の記載である。当該記載が裏付けるのは、本来の姿の省略化である。明治40年代からの特許請求の範囲の記載が採用するのは、見出し「特許請求の範囲」である。従来の記載されていた句「発明の専売特許を請求する区域は」が消え、その代わりに採用されたのが見出し「特許請求の範囲」である。この句が消えたため、末尾「是なり」も消えた。これらの変遷を整理すると、表5のとおりである。

表3 明治30年代までの特許請求の範囲の記載

特許発明明細書番号	特許請求の範囲の記載(抄)
特明1	此発明ノ専売特許ヲ請求スル区域ハ上文ニ記載セル第1号乃至第4号塗料及ヒ其塗法是ナリ
特明10	此発明ノ専売特許ヲ請求スル区域ハ上文記載ノ八頁登靴是レナリ
特明100	此発明ノ専売特許ヲ請求スル区域ハ左ノ如シ 第一 骸炭若クハ浮石ノ如ク…「バクテリア」ヲ抑止スル方法はナリ 第二 内部ニ…備ヘタル漏斗是ナリ
特明1000	特許條例ニ依リ予カ請求スル区域ヲ左ニ掲ク 一 麦挽割機械…調節セシムルノ装置
特明10000	特許法ニ拠リ予カ発明トシテ特許ヲ請求スル範囲ハ左ノ如シ 本書ニ詳記シ且ツ別紙図面ニ示スカ如ク…減殺スル装置

表4 明治40年代から大正末期までの特許請求の範囲の記載

特許発明明細書番号	特許請求の範囲の記載(抄)
特明20000	特許請求ノ範囲 一 本文ニ詳記シ添付図面ニ明示シタル如ク…装置
特明30000	特許請求ノ範囲 一 本文ニ詳記スル如ク…ヲ有スル動力伝達用可変連動機構
特明40000	特許請求ノ範囲 一 本文所記ノ目的ヲ達センカ為メ本文ニ詳記セルカ如ク…ヲ有スル突出磁極
特明50000 (特公大12-050000)	特許請求ノ範囲 一 本文記載ノ目的ヲ以テ本文ニ詳記シ且図面ニ明示セルカ如ク…速度到達連結装置

表5 特許請求の範囲の表現形式の変遷

	明治30年代まで	明治40年代以降
特許を請求する旨の表現形式	句 (特許を請求する範囲は)	見出し(語) (特許請求の範囲)
末尾	是なり(である)	なし(体言止め)

表6 明細書における項目毎の句点の有無

公告番号	句点の有無		
	本文(明細書)	特許請求の範囲	附記 ⁽²⁴⁾
特公昭25-000001	無	無	-
特公昭26-000001	有	無	無
特公昭26-000002	有	有	無
特公昭26-000003	有	有	有
特公昭27-000001	無	有	-

3) 我が国における昭和20年代の特許請求の範囲の記載

特許請求の範囲の記載において、句点を初めて付したのは、遅くとも、昭和20年代である。「句読法」の基準化案が最初に起草されたのは、明治39年である。その後、この基準化案が改訂されて「くぐり符号の使い方(句読法)案」になったのは、昭和21年である⁽²⁵⁾。特許明細書において、句点の使用が確認されたのは、昭和26年発行の特許公告公報である。つまり、特許明細書において、句点が使用されたのは、当初の基準化案の改訂後である。

表6が示すのは、昭和20年代後半の特許公告公報における項目毎の句点の有無である。この表から明らかなおと、句点の使用有無は、区々である。言い換えれば、この表から見えるのは、知的財産業界における諸先輩方の迷いである。想像するに、以下のとおりである。

- ・特許請求の範囲の記載は、元来、文である。よって、句点は、必要である。
- ・特許請求の範囲の記載は、もはや、文ではない。よって、句点は、不要である。

4) 請求項制の導入及び特許請求の範囲の独立書面化
嘗ての「特許請求の範囲」に対応するのは、現行法下の【請求項】である。請求項の概念が導入されたのは、昭和62年の特許法の一部改正時である⁽²⁶⁾。また、特許請求の範囲が独立書類化したのは、平成14年の

一部改正時である⁽²⁷⁾。つまり、嘗ての項目「特許請求の範囲」は、格上げされて、現在の書面「特許請求の範囲」となり、嘗ての項目「特許請求の範囲」の機能を実現しているのは、現在の項番【請求項】である。

(2) 米国特許出願における特許請求の範囲“Claim”の記載

本検証にあたり、参考になるのは、米国特許出願における特許請求の範囲“claim”の記載である。すなわち、米国の特許明細書が最初に記述するのは、特許を請求する旨(例えば、“What is claimed is”)であり、それに続けて記述するのは、発明特定事項(例えば“Apparatus comprising:”)及びピリオド“.”である。そのような記載を邦訳すると、「請求されているのは、発明特定事項である。⁽²⁸⁾」である。

参考までに述べると、欧州特許出願の特許請求の範囲の記載は、日本と同様のものであり、見出し“Claims”が記述されて、発明特定事項(例えば“Apparatus characterized by:”)及びピリオド“.”が記述される。

(3) 小括

特許請求の範囲の記載において、句点を付すべきである。なぜなら、特許請求の範囲の記載は、文だからである。本来の特許請求の範囲の記載は、簡略化されたことで、項番【請求項】及び発明特定事項が残った。言い換えれば、発明特定事項そのものは、文ではない。つまり、我々知財パーソンが日々苦悩しながら定義しているのは、問い【請求項】で請求項されているのは」に対する答え「発明特定事項」である。

2. 6 発明特定事項における表現の改善

特許請求の範囲の記載は、文である。とりわけ、筆者の理解は、項番【請求項】の後に「で請求されているのは、」が隠れている、というものである。つまり、特許請求の範囲の記載において、項番【請求項】は、「主題」(問い)であり、他方、発明特定事項は、「題述」(答え)である。

そのような理解で可能になるのは、発明特定事項における構造化表現の徹底である。それによって、発明特定事項の慣用表現(「修飾句+名詞。」)の形。例えば、「…を備える装置。」)が改まり、特許請求の範囲の記載の可読性(読み易さ又は分かりやすさ)が実現する。

言い換えれば、特許請求の範囲の記載の末尾が許容するのは、用言止めであり、具体的には、「である。」や「する。」などである。

(1) 発明特定事項の慣用表現「修飾句+名詞」の破綻

発明特定事項の表現形式「修飾句+名詞」は、既に、破綻している。発明特定事項の表現形式において、その主流は、「修飾句+名詞」である（以下、「慣用表現」という。）。

確かに、明治30年代までの特許明細書でも採用されているのは、「修飾句+名詞」である。例えば、特許明細書第1号の発明特定事項は、「上文に記載せる第1号乃至第4号塗料及びその塗法」（傍点付与）である。この例からも明らかなおおり、特許請求の範囲の記載において許されていたのは、本文の記載の引用である。

しかし、慣用表現「修飾句+名詞」が読みやすいのは、修飾句が少ない場合である。修飾句が増えれば、慣用表現が読みにくくなる。大正年代には、特許法が改正されて、本文の記載の引用は、許されなくなった⁽²⁹⁾。

現代において、慣用表現「修飾句+名詞」の可読性は、失われている。現行法下でも同様に、本文の記載は、引用できない。しかも、現代において、発明特定事項の数は、少なくない。なぜなら、技術が複雑かつ大規模化しているからである。つまり、現代の発明特定事項における修飾句は、極めて複雑である。

以上の事情を踏まえると、発明特定事項の慣用表現「修飾句+名詞」は、既に、破綻している。

(2) 慣用表現に対する疑問

慣用表現「装置において（又はであって）、…装置」に対する疑問は、冒頭の「装置」と末尾の「装置」とが同一なのか否か、である。

この表現の背景にあるのは、欧州特許出願の請求項の表現である。この表現は、いわゆるジェブソン方式⁽³⁰⁾である。すなわち、前段（例えば、「装置において、」）で特定されるのは、従来技術であり、後段（例えば、「…装置」）で特定されるのは、本願発明の特徴部分である。

本家のジェブソン方式で記述されるのは、冒頭の“Apparatus”又は“method”のみである。我が国の発

明特定事項において、本家のジェブソン方式が輸入された途端、末尾の「装置」が突如現れた。末尾の「装置」の存在意義は、合理的に説明されない。強いて言えば、落ち着きの良さである。

そのような末尾における再記述は、不要であるどころか、むしろ、有害である。なぜなら、冒頭の「装置」と末尾の「装置」との同一性に疑義が生じるからである。そのような疑義を回避する表現の一つは、「装置において、…である前記装置」であり、例示すると、以下のとおりである（傍点付与）⁽³¹⁾。

【請求項1】

エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下であるノンアルコールのビールテイスト飲料であって、
pHが3.0以上4.5以下であり、
糖質の含量が0.5g/100ml以下である、
前記飲料。

(3) 守破離の「破」の必要性

慣用表現は、改めよ。知財パーソンが既に認識しているのは、前述のとおり、慣用表現の問題点である。その解決手段の一つは、発明特定事項の構造化⁽³²⁾である。

表7が示すのは、慣用表現及び構造化された表現（以下、「構造化表現」という。）（現在提言されている表現）の対比である。ここで、構造化表現の目的は、可読性（分かりやすさ、読みやすさ）の実現である。そのための記述の流れは、「概略から詳細へ」、「抽象から具体へ」、「既知から未知へ」である。

表7 慣用表現及び構造化表現の対比

慣用表現	構造化表現 (現在提言されている表現)
【特許請求の範囲】 【請求項1】 …をし、…であるAと、 …に接続され、…をし、…であるBと、 …に接続され、…をし、…であるCと、 を備える装置。	【特許請求の範囲】 【請求項1】 A、B、及びCを備え、 Aは、…であり、…をし、 Bは、…であり、…に接続され、…をし、 Cは、…であり、…に接続され、…をする、 装置。

(4) 「破」への躊躇い

前述のとおり、知財パーソンが躊躇するのは、慣用

表現を改めることである。

第1に、構造化表現は、既に提言されているものの、そもそも、普及していない。

第2に、既に提言されている構造化表現においても、発明特定事項の構造化は、不十分である。構造化表現を徹底すれば、概略たるカテゴリ（例えば、「物」、「方法」、「物を生産する方法」）を記述する箇所は、発明特定事項の冒頭である。にもかかわらず、何故、カテゴリの記述が発明特定事項の末尾なのか。知財パーソンの表現の自由を縛っているのは、暗黙の約束事である。その約束事とは、末尾をカテゴリとすることである⁽³³⁾。

(5) 「破」への布石

慣用表現を破る布石は、特許請求の範囲の記載に対する前述の理解である。前述のとおり、特許請求の範囲の記載は、文である。図4が示すのは、特許請求の範囲の記載の書き下し文である。特許請求の範囲の記載において、【請求項】が主題であり、発明特定事項が題述である。

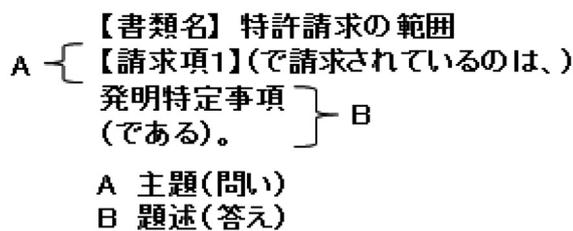


図4 特許請求の範囲の記載の書き下し文

図5が示すのは、特許請求の範囲の記載の単文化の例である。発明特定事項が慣用表現されている場合、特許請求の範囲の記載は、単文である。この場合において、主題の対になる題述は、端的に言えば、「装置(である)」である。

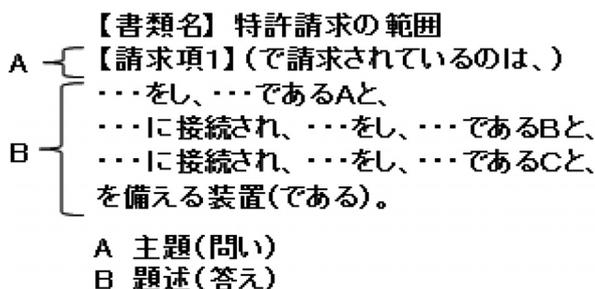


図5 特許請求の範囲の記載の単文化の例

題述「装置(である)」を記述すべき箇所は、好ましくは、その対になる主題の近傍である。なぜなら、主

述が離れていると、可読性が下がるからである⁽³⁴⁾。題述「装置(である)」が先出される場合、残る課題は、「装置(である)」の修飾句の扱いである。

当該課題の解決策は、特許請求の範囲の記載を重文化することである。図6が示すのは、特許請求の範囲の記載の重文化の例である。具体的には、修飾句「…Aと、…Bと、…Cと、を備える」は、書き換えられて、文「それが備えるのは、A、B及びCであり」となる。また、修飾句「…をし、…であるA」は、書き換えられて、文「Aは、…であり」及び文「Aは、…をし」となる。修飾句「…に接続され、…をし、…であるB」及び修飾句「…に接続され、…をし、…であるC」も書き換えられて文となる。

図6が示しているのは、紛れもなく、発明特定事項の構造化表現である。しかも、最も大きな概念であるカテゴリの記述箇所は、発明特定事項の冒頭である。つまり、当該構造化表現が徹底しているのは、可読性の要件「概略から詳細へ」、「抽象から具体」、又は「既知から未知」である。

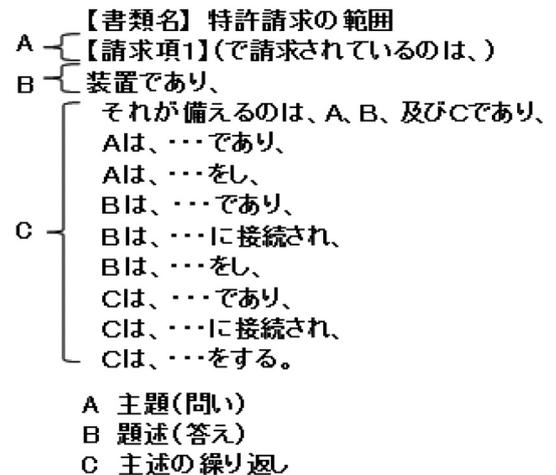


図6：特許請求の範囲の記載の重文化の例

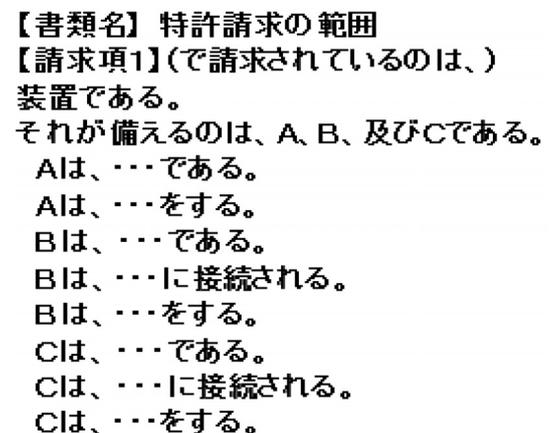


図7 特許請求の範囲の記載の連文化の例

(6) 連文化の可能性

更に進めて検討するのは、特許請求の範囲の記載の連文化の可否である。図7が示すのは、特許請求の範囲の記載の連文化の例である。連文化とは、平たく言えば、文の区切り記号を読点「、」に代えて句点「。」にすることである。言い換えれば、句点「。」の数は、複数である。

そのような連文化は、法令上、否定されない。嘗ては、「句点をつけることなく一文章で記載しなければならない」⁽³⁵⁾とされていた。なぜなら、大正10年法の規定「特許請求ノ範囲ニハ發明ノ構成ニ欠クヘカラサル事項ノミヲ一項目ニ記載スヘシ」が誤って解釈されたからである。現在、そのような誤解は、解消している。

もっとも、連文化にあたり留意すべきは、各単文の関係の明確化である。各単文の関係が不明確であれば、カテゴリも不明確になるからである。この点に言及している裁判例⁽³⁶⁾及び争われた請求項の記載⁽³⁷⁾を引用すると、以下のとおりである（傍点付与）。

裁判例：

「前記請求項1の記載は、上記のとおり、句点で区切られた複数の文章が羅列された形式で記載され、各文章を総括する文章が存在しないため、各文章相互の関係が明確には特定されていない。したがって、本願発明に係る特許請求の範囲の記載は、「物の発明」であるのか「方法の発明」であるのかが明確でなく、そのため、特許請求の対象が何であるかが不明確であるというべきである。」

明確性の有無が争われた請求項の記載：

【請求項1】

雪国の屋根の雪下ろしロボットで切り妻屋根の棟の上に水平にアルミ又はステンレス製のレールを取り付けその上に二輪の小型トラックを組み付け車内にウインチを格納する。

このワイヤーで繋いだ小型ラッセル車で雪を排除するためのシャベルが幅30～50センチ程度のものを屋根上に乗せる。

これらは地上から降雪時にリモコンで発進されて雪を大屋根から軒下へと速やかに排除しつつ屋根全体を真っ直ぐに走り降りすぐに巻き上げ

られてシャベル幅だけ左または右へ移る。

これらは電気自動車とする。

これにより危険な人力による雪下ろし事故を防ぐことが出来る。

寄せ棟屋根の場合は図に示した様に棟より12メートル程度下げてレールを4周に水平に取り付けておけば大部分の雪を一台のラッセル車で下ろせる。

ハンドルのリモコン操作をすれば寄せ棟に添って斜めに雪を排除することも可能であろう。

以上のとおり、連文化にあたって、特許請求の範囲の記載の冒頭で宣言すべきは、発明のカテゴリ（「物である。」や「方法である。」）である⁽³⁸⁾。そうでないと、明確性要件違反が指摘されるからである。

(7) 「破」の具体例

発明特定事項の表現形式において、その主流は、慣用表現である。構造化表現ですら、傍流にすぎない。況してや、「名詞。」を破るのは、恐らく、流れですらない。それ故、「破」の具体例は、数少ないが⁽³⁹⁾、その一例を挙げると、以下のとおりである（傍点付与）。

特許第5955706号公報

【特許請求の範囲】（抄）

【請求項1】

半導体基板の第1主面から、前記第1主面と反対側の第2主面へ貫通する複数の貫通電極が形成された第1領域と、

前記半導体基板の前記第1主面に複数の半導体素子が形成された第2領域と、

を有する半導体装置であって、

前記複数の貫通電極の全部または一部の貫通電極は、

前記半導体基板の前記第1主面側に形成され、

第1径を有する第1貫通電極と、

前記半導体基板の前記第2主面側に形成され、

前記第1径よりも大きい第2径を有する第2貫通電極と、から構成され、

平面視において前記第1貫通電極は前記第2貫通電極の内側に位置し、平面視において前記第1貫通電極の中心位置は前記第2貫通電極の中心位置から離れており、

平面視において前記第2貫通電極を、前記第2貫通電極の中心位置より前記第2領域側の第1部分と、前記第2貫通電極の中心位置より前記第2領域と反対側の第2部分とに分けた場合、前記第1貫通電極の中心位置は、前記第2部分に位置する。

【請求項2】

請求項1記載の半導体装置において、前記複数の貫通電極の全部または一部の貫通電極は、1個の前記第2貫通電極と、複数の前記第1貫通電極とから構成されている。

(8) 「破」の狙い

「破」の狙いは、特許請求の範囲の記載の安定感である。具体的には、発明特定事項の可読性が、その書き手によらず、担保されることである。筆者が期待するのは、今後「破」が増えていくことである。

(9) 「破」の実務上の利点

「破」の実務上の利点は、特許請求の範囲の記載の訂正の容易化である。平成26年改正法の下、異議申立制度が復活し、訂正請求の機会が増えた。表8が示すのは、慣用表現に係る訂正例であり、その目的が引用関係の解消（例えば、特許法第120条の5第2項但書第4号）のものである。この場合、補正と異なり、下位の請求項は、繰り上らない。考えられる請求項2は、以下の<案1>乃至<案3>である。

当該訂正例において、特許庁が示しているのは、<案1>の如き訂正例である⁽⁴⁰⁾。何故、「請求項1の装置」が訂正されて「前記装置」になるのか。少し意地悪ではあるが、元の表現に忠実なのは、<案1>ではなく、<案2>ではなかろうか。それは措くとして、<案1>に内在しているのは、訂正遺漏の可能性である。具体的には、請求項2の冒頭で、「装置」が記述されているため、末尾の「請求項1の」が見落とされてしまう。<案3>は、最も簡潔であるが、それに内在しているのは、訂正要件違反「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するもの」（例えば、特許法第120条の5第9項で準用する同法126条6項）の可能性である。なぜなら、「請求項1の」の削除は、一見、直列的要素の一部削除だからである。

表8 慣用表現に係る訂正例（その目的が引用関係解消であるもの）

訂正前の特許請求の範囲	訂正後の特許請求の範囲
【請求項1】 Aと、Bとを備える装置。	【請求項1】 (削除)
【請求項2】 Aがaである、請求項1の装置。	【請求項2】<案1> Aと、Bとを備える装置であって、 Aがaである、前記装置。 【請求項2】<案2> Aがaである、 Aと、Bとを備える装置。 【請求項2】<案3> Aと、Bとを備え、 Aがaである、装置。

そのような問題点を解決する方法の一つは、前述の「破」の表現である。表9が示すのは、「破」に係る訂正例である。訂正の方法は、単純明快である。すなわち、「請求項1の装置であって」は、置き換えられて、「装置であって、それが備えるのは、Aと、Bとであり」となる。末尾への配慮は、不要である。また、直列的要素の一部削除も疑れない。

表9 「破」に係る訂正例（その目的が引用関係解消であるもの）

訂正前の特許請求の範囲	訂正後の特許請求の範囲
【請求項1】 装置であって、 それが備えるのは、Aと、Bとである。	【請求項1】 (削除)
【請求項2】 請求項1の装置であって、 Aがaである。	【請求項2】 装置であって、 それが備えるのは、Aと、Bとであり、 Aがaである。

3. 結論

- (1) 特許請求の範囲の記載において、句点は、必要である。なぜなら、特許請求の範囲の記載は、文だからである。
- (2) 特許請求の範囲の記載において、【請求項】が主題であり、発明特定事項が題述である。我々知財パーソンが苦勞して定義しているのは、問い「【請求項】で請求されているのは」に対する答え「発明特定事項」である。
- (3) そのような理解が可能にするのは、発明を構造的に定義すること（構造化表現）である。それによっ

て実現されるのは、発明特定事項の可読性（読み易さ又は分かりやすさ）である。

4. 終わりに

我々知財パーソンが直面しているのは、技術革新の大きな流れである。我々に期待されているのは、挑戦心も然ることながら、物事の本質を見抜くことである。そこで大事なものは、考え抜くことである。それは、我々の得意でもある。

慣例なので、「名詞。」にしました。そのような仕事は、思考停止の証左である。不思議な慣例を挙げたら、違がない。例えば、【背景技術】において突如現れる「図 10」（何処に図 1 から 9 が現れていたのだろうか。）、【課題を解決するための手段】における【請求項】の記載の切り貼りなどである。

不可解な実務があれば、その理由を考えてみる。考えた結果、旧来の実務が正しいこともあろう。大事なものは、考え抜くことである。それが仕事の改善に繋がる、と筆者は確信する。

最後に、古本市で入手した文章辞典⁽⁴¹⁾のメッセージ（傍点付与）を拝借して締め括りたい。

「第一 これからの公用文は、どうあるべきか法律が法律の専門家だけにわかり、通達が官庁の事務に慣れた人だけにわかるというのではいけない。公用文は、義務教育を受けた人ならば、だれでも一応わかるということが理想である。このためには、めいめいが新時代にふさわしい文章を創造する抱負を持つべきだと思う。」

注

- (1) 特許庁、特許・実用新案審査基準第 II 部第 2 章第 3 節明確性要件 2.2 明確性要件違反の類型，pp.2-6
https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm（参照日：2017.9.25）
- (2) 文部省、国語シリーズ 56 国語表記の問題，pp.21-22（昭和 37 年 12 月）
- (3) 文部科学省教育課程課編、中学校国語科用国語 1（文部科学省検定教科書国語 731），p.241，光村図書
- (4) 本多勝一、日本語の作文技術，pp.217-219（1982），朝日文庫「第八章 無神経な文章 4 体言止めの下品さ」
- (5) 一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所，構造化クレームを用いる請求項文ライティングマニュアル（第 1 版），p.2（2015）「(1)特許文章の多くの課題が請求項文に由来する」，「請求項文は，二文制約に反する長文である。特許文書の各処に請求項文由来の文章が用いられる。特許文書の文

- 章上の多くの課題が請求項文に由来するものと思われる。」
- (6) 宮下洋明，特許，Vol.66 No.6，pp.54-58（2013）
 - (7) 宮下洋明，特許，Vol.68 No.9，pp.101-108（2015）
 - (8) 伊原友己，久世勝之，岩坪哲，井上裕史，改訂 4 版シミュレーション特許侵害訴訟，p.17（2015），通知書に記載された特許請求の範囲を読んだ被疑侵害者のセリフ「どうやら，このネックレスのここのようやな。そやけど，ようこんなややこしゅう書けるもんやな。分かるもんも分からんようになるがな。」が端的に表しているのは，特許請求の範囲の記載に対する知財パーソン以外の者の素直な感想である。
 - (9) 奥直也，特技懇，第 263 号，p.9（2011）「日本語で書いた特許明細書を，忠実に翻訳するだけでは外国特許庁の審査官には通じないのです。」
 - (10) 奥直也，特技懇，第 263 号，p.9（2011）「さりとて特許請求の範囲の記載に，手をつけるのはナーバスな問題です。」
 - (11) 一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所，構造化クレームを用いる請求項文ライティングマニュアル（第 1 版），p.2（2015）「請求項文ライティングは，請求項ライティングとは異なる。この点を再確認するために整理すると以下となる。請求項ライティング：請求項や特許請求の範囲は，発明という技術思想そのものを体現する。それらをどのように設計し，制作するかは，知財専門家の英知を傾けた作業となる。請求項ライティングのマニュアル化や支援システム化には，十分な準備と注意深いアプローチが必須である。すなわち，安易な取り組みは避けるべきである。」
 - (12) 日本工業規格，規格票の様式及び作成方法（JIS Z 8301：2008），p.57「a」句点“。”の用い方は，次による。1) 文の終わりに用いる。」
 - (13) 特許法第 2 条第 3 項柱書「この法律で発明について「実施」とは，次に掲げる行為をいう。」
 - (14) 日本工業規格，規格票の様式及び作成方法（JIS Z 8301：2008），p.57「2）“…とき”，“…場合”などで終わる項目の並列などに用いる（例 1 参照）。例 1 次のいずれにも該当する場合には，…- A 法及び B 法の場合。」
 - (15) 特許法第 36 条第 6 項第 1 号乃至第 4 号「二 特許を受けようとする発明が明確であること。」（同 2 号）
 - (16) 特許法第 17 条第 3 項第 1 号乃至第 3 号「一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。」（同 1 号）
 - (17) 特許法第 41 条第 1 項第 1 号乃至第 5 号「三 先の出願が，その特許出願の際に，放棄され，取り下げられ，又は却下されている場合」（同 3 号）
 - (18) 日本工業規格，規格票の様式及び作成方法（JIS Z 8301：2008），p.57「3）次の場合には，句点を用いない。細別，例などで用いる独立した簡単な名詞句を記載する場合，事物の名称を並列する場合などには，句点を用いない（例 2 参照）。ただし，その直後に補足として文が続く場合には，句点を用いる（例 2 参照）。例 2 次の項目を記録する。- 圧力の変化 - 試料の投入量 - 温度の変化。ただし，温度が限界値を超えた場合には，…。」
 - (19) 特許法第 48 条の 4「一 請求人の氏名又は名称及び住所

- 又は居所」(同1号)
- (20)特許法第2条第3項第1号乃至第3号「二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為」(同2号)
- (21)文部科学省教育課程課編, 中学校国語科用国語1(文部科学省検定済教科書国語731), p.241, 光村図書
- (22)新村出編, 広辞苑(第6版), (2008), 岩波書店「【文】⑤ [言]形の上で完結した, 一つの陳述によって述べられている言語表現の単位。ヨーロッパでは, 通常, 主語-述語の形をとるが, 日本語では主語を欠くことも多い。」
- (23)USP3, 156, 523 “Element 95” (Claim 1)
- (24)大正10年法特許法施行規則第38条「特許請求ノ範囲ニハ発明ノ構成ニ欠クヘカラサル事項ノミヲ一項ニ記載スヘシ但シ発明実施ノ態様ヲ別項ニ附記スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ其ノ附記タル旨ヲ明示スヘシ」
- (25)渡部善隆, 横書き句読点の謎, p.2
<http://yebisu.cc.kyushu-u.ac.jp/~watanabe/RESERCH/MANUSCRIPT/OTHERS/YOKO/ten.pdf> (参照日:2017年9月25日)
- (26)特許庁, 工業所有権法(産業財産権法)逐条解説(第20版), p.129(平成29年3月)「昭和六二年の一部改正により, 『請求項』の概念が導入され, 一発明を複数の請求項で記載することが可能となった」
- (27)特許庁, 工業所有権法(産業財産権法)逐条解説(第20版), p.124(平成29年3月)「また, 平成一四年の一部改正において, 電子国際出願の受付開始に合わせて国内出願の出願様式を特許協力条約に定める出願様式と整合させるため, 『特許請求の範囲』を『明細書』から独立した書類にする変更が行われた。」
- (28)中山裕木子, 技術系英文ライティング教本, p.291(2009), 日本工業英語協会
- (29)大正10年法特許法施行規則第38条「特許請求ノ範囲ニハ発明ノ構成ニ欠クヘカラサル事項ノミヲ一項ニ記載スヘシ」
- (30)葛西泰二, 特許明細書のクレーム作成マニュアル(第2版), pp.22-23(2002), 工業調査会
- (31)平成26年8月7日に確定した審決による訂正後の特許第5382754号の請求項1
- (32)大瀬佳之, パテント, Vol. 66 No. 13, pp.45-60(2013)
- (33)知的財産高等裁判所平成25年行ケ10335号審決取消請求事件判決文第26頁「文章の最後が体言止めではなく, 用言になっている」
- (34)野口悠紀雄, 「超」文章法 伝えたいことをどう書くか, p.154, 中央公論新社
- (35)特許庁, 工業所有権法(産業財産権法)逐条解説(第20版), pp.129-130(平成29年3月)「(このことは, 大正一〇年法において『特許請求ノ範囲ニハ発明ノ構成ニ欠クヘカラサル事項ノミヲ一項ニ記載スヘシ』と規定されており, 『一項ニ』という字句で単項制が規定されていることから明らかである)。昭和三四年法において, この『一項ニ』という字句は, 句点をつけることなく一文章で記載しなければならない, との誤解を生じるということで, 削除されたが, もちろん多項制が採用されたわけではない。」
- (36)知的財産高等裁判所平成25年行ケ10335号審決取消請求事件
- (37)特願2012-82265号, 発明の名称「雪下ろしロボット」
- (38)知的財産高等裁判所平成28年行ケ第10236号審決取消請求事件。この事件では, 「記載事項Dの『無洗米の製造装置であって』という部分は, 本件発明が無洗米の製造のための装置の発明であることを示す記載であり, 発明のカテゴリーを示して, その技術的範囲を定めるものと解される。」と判断されている。
- (39)例えば, 特許第5955706号公報, 特許第6115610号公報, 特許第6120183号公報, 特許第5914743号公報(異議2016-700722), 特許第6253545号公報など
- (40)特許庁, 訂正審判請求書及び訂正請求書の記載例 pp.18-26 「<<事例3>>『害虫駆除剤』」
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/sample_bill_sinpan/04_5.pdf (参照日:2017年9月25日)
- (41)白石大二編, 文章辞典16版, p.151(昭和45年), 帝国地方行政学会「第二編 実例-実例による文章表現の実際とその要領- 二 公文書」

(原稿受領2017.10.5)